

(2) 昭和58年12月12日(月)から12月24日(土)まで

閲覧業務電算化に伴い、開架閲覧室(法経第一教室)、附属図書館旧書庫その他の図書(約70,000冊)への図書コード用ラベルの貼付、ブックディティクション・システムの採用によるタトルテープの装着作業等のため

(3) 昭和59年2月20日(月)から3月31日(土)日まで

開架閲覧室および蔵書360,000冊移転並びに蔵書の配架整理、開館準備のため
附属図書館では以上のような日程で、細部にわたる移転計画を樹て、明年4月開館を目指して鋭意努力する所存である。

附属図書館の図書分類の変更について

附属図書館では、明治32年の創設以来、本館独自の分類表である「京都(帝国)大学附属図書館和漢書分類表」および同「洋書分類表」を使用してきたが、学術研究の急速な発展に伴う学問分野の新設や分化・統合のため、この分類表では図書を適切に分類することが次第に困難となった。このため、過去、数回にわたり改訂を行ってきたが、部分的な改訂には限度があり、抜本的な見直しが必要になった。

本館の新営を機に、業務全般の見直し、電算機の導入など、将来における図書館活動のあり方についての検討を行なうに際しても、分類表の変換が重要な課題の一つとなり、附属図書館の施設・サービス委員会での検討を経て、新しく国立国会図書館(NDL)の分類表を採用することとなった。

委員会での審議に当って、近い将来に実施される予定の、目録業務の電算化にそなえ、比較検討の対象を、日・米の代表的な機械可読目録(MARC)に使用されている、日本十進分類表(NDC)、国立国会図書館(NDL)分類表、デューイ十進分類表(DC)米国議会図書館(LC)分類表の四つにしぼった。このいずれかを選定することによって、日常業務における分類作業の軽減がはかられることがその理由である。

NDC、DCは十進分類、NDL分類表、LC分類表は非十進分類である。

検討の過程で、あらゆる分野にわたる専門図書

を十進法によって分類すること自体に無理があるとして、NDCとDCをまず除外し、NDL分類表、LC分類表の二つについて更に比較検討した。LC分類表は過度に詳細であるため、かえって展開性に乏しく運用上に問題があること、および和漢書の占める比率の高い本館に向かないことを理由にNDL分類表を採用することとなった。

NDL分類表の採用を決定するに至った主な理由は、次のとおりである。

① NDCは、現在第8版となっていることから判るように、約10年ごとに大幅な改訂がなされているが、改訂によって体系自体の変更が生じ、実務上様々な障害となること、またNDCの管理、編集の責任体制が不明確であり将来性に問題があること。

② NDL分類は、アルファベット1~2文字と数字1~4桁を使用する点に特色がある。このアルファベット1~2文字(AA~ZZ)だけで676通りの分類が可能であり、(因みに数字2桁では99通り)、それに数字を適宜加えることにより短い記号で詳細な分類が行なえる。さらに新しい項目の追加も自在となる。

上記の決定にしたがって、昭和58年1月以降の受入図書から和・洋ともにNDLによる分類に切り替えを行なった。

新旧の分類によるラベルの相異は、例えば、次の通りである。

「フランス政党」 →	A	→	2-43
	56-F 2		フ
	フ 1		1

「Law book in print」 →	A	→	2-5
	1 1 1		L
	L 1		1

N D L分類表の概要

- | | |
|------------|---------|
| A 政治・法律・行政 | E 社会・労働 |
| B 議会資料 | F 教育 |
| C 法令資料 | G 歴史・地理 |
| D 経済・産業 | H 哲学・宗教 |

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| K 芸術・言語・文学 | W 古書・貴重書 |
| M～S 科学技術 | Y 児童図書・教科書・簡易整理資料・特殊資料 |
| U 学術一般・ジャーナリズム・図書館・書誌 | Z 逐次刊行物 |

ただし、上記のうちW・Y・Zは国会図書館固有の事情から作られた分類項目である。なお、新館移転後は、和雑誌は、誌名のアイウエオ順、洋雑誌はABC順に配架することになっている。

——— お知らせ ———

附属図書館に相互協力掛を新設

本年4月1日付けで附属図書館閲覧課に相互協力掛（学内電話2638番）が新設された。

なお、これにともない京都大学附属図書館事務分掌規程を下記のとおり改正した。

記

京都大学附属図書館事務分掌規程一部改正
第8条 閲覧課の事務を分掌させるため、次の5掛を置く。

- 閲覧貸付掛
- 参考掛

- 学術情報掛
- 書庫掛
- 相互協力掛

第13条 相互協力掛においては、次の事務をつかさどる。

- 1 図書館間の相互協力に関する事。
- 2 相互利用に係る文献の所在調査に関する事。
- 3 文献の複写に関する事。
- 4 複写料金の収納に関する事。